

○ 経済産業省
環境省 令第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第八号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）第七条第三項の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月十三日

経済産業大臣 武藤 容治

環境大臣 浅尾慶一郎

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年 経済産業省 環境省 令

第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
(特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等) 第二条 (略) 2 (略) 3 令第七条第一項第一号イ(1)、同号ロ(1)及び同号ハ(1)の環境省令 ・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。 一 ガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下この号及び第十条において同じ。)が供給した都市ガスを使用している場合にあつては、環境大臣及び経済産業大臣が公表するガス事業者ごとに特定排出者による都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示	(特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等) 第二条 (略) 2 (略) 3 令第七条第一項第一号イ(1)、同号ロ(1)及び同号ハ(1)の環境省令 ・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める係数とする。 一 ガス事業者(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下この号において同じ。)が供給した都市ガスを使用している場合にあつては、環境大臣及び経済産業大臣が公表するガス事業者ごとに特定排出者による都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数

す係数 二・三 (略) 4 5 7 (略) 第十条 令第七条第三項の規定による控除は、回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量の全部又は一部を、同条第一項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号並びに同条第二項の規定により得られる二酸化炭素の量から控除するものとする。ただし、特定排出者が、回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量の全部又は一部をガス事業者が第二条第三項第一号に定める係数に反映するために当該ガス事業者に移転した場合にあっては、当該ガス事業者との間の取決めに基づき、その回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量のうち移転していない量を令第七条第一項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号並びに同条第二項の規定により得られる二酸化炭素の量から控除するものとする。 2 前項の規定による控除は、重複して行うことができない。 第十一条 (略)	二・三 (略) 4 5 7 (略) (新設) 第十条 (略)
---	---

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。